# 第17回 吹 田 市 政 策 会 議 開 催 結 果 に つ い て

日時: 平成28年1月25日(月)9時00分~9時30分

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員12名の出席

(市長、太田副市長、池田副市長、教育長、総務部長、行政経営部長、人権文化部長、教育総務部長、学校教育部長、地域教育部長、まち産業活性部長、市民生活部長)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
	地域教育部 市民生活部(税務室)

# ○審議内容と結果

# 【案件概要】

市立吹田サッカースタジアムについては、利用料金制のもと、指定管理者であるガンバ大阪が、施設の利用料金収入でもって施設の維持管理費や大規模修繕費、土地賃借料を負担することになっています。

このように利用料金制を採用し、指定管理者が市の承認を得て利用料金を定め、それを自らの収入とし、さらに市からの 指定管理料も支払われないことから、当該スタジアムの事業主体は指定管理者と判断され、事業所税が課税されることにな ります。

事業所税の資産割については、事業所の床面積に応じて課税されることになりますが、貸館としての事業を行う当該スタ ジアムの床面積は広大で、事業所税の額も大きなものとなり、施設経営を圧迫することになります。

#### 【所管部の考え方】

市立吹田サッカースタジアムは、プロサッカーの会場としての利用が優先とはなりますが、スポーツ推進や青少年の健全育成、地域交流を図ることを目的とした公の施設です。また、指定管理料で運営している他の公の施設は、事業所税が非課税となっていることとの均衡を考慮し、利用料金を徴収して公の施設を管理している指定管理者に対する事業所税の全部を免除することが適当と考えます。

# 【審議事項】

公の施設の指定管理者であって、利用料金を徴収し管理するものについては、指定管理者としての事業以外の事業のために利用している部分を除き、当該施設に掛かる事業所税(資産割及び従業者割)の全部を免除することについて御審議いただくものです。

# 【審議結果】

地域教育部より、資料に基づき審議事項について説明があり、その後質疑応答を行った。

- 質問・・・ガンバ大阪のクラブハウスについては、免除の対象外となり課税されるのか。また、現状はどうか。
- 答え・・・クラブハウスについては、課税対象となる。しかし、現在は解体中である。なお、土地は大阪府から借りている。
- 質問・・・・今回の取扱いであるが、サッカースタジアム独自のものか。それとも、その他も含めた基本的なルールとする のか。今後、こういったケースが出てきた場合には、同様の取扱いとなるのか。
- 答え・・・課税を行う視点からは、今後、基本的なルールとして取扱うことを想定している。
- 質問・・・対象を「公の施設」としているが、「市の施設」ではなく、「公の施設」ということか。国や府が設置した施設は どのように考えているのか。
- 答え・・・地方自治法上の「公の施設」を想定している。例えば、本庁舎は対象とならないが、体育館や運動場は対象 となる。国や府が設置した施設についても、最終的には対象になると考えている。
- 意見・・・・当該サッカースタジアムについては、その維持管理や大規模修繕を指定管理者が行うこととしており、市の負担 が生じないこととなっている。 指定管理者の安定的な施設運営の視点からも免除することが適当だと考える。
- 指示・・・資料の「3 事業所税の取扱い」と「4 事業所税を免除する理由」の内容が一部重複している。十分に整理した うえで本案件を進めること。
- まとめ・・・本案件については承認された。指示のとおり、今後手続きを進めることとする。